

令和7年度 第1回 豊明市都市計画審議会会議録

日 時 令和7年8月4日（月）午後1時30分～午後2時35分
場 所 豊明市役所 本館3階 会議室1
出席者 委 員： 井澤知旦、中掘隆一、酒井克俊、安江真理子、長谷川
寿一、原田一也、加藤敦、樋口俊雄
幹 事： 川島康孝市民生活部長、星子恭士経済建設部長
事務局： 中田都市計画課長、日比野課長補佐、近藤係長、
手塚技師、楠名技師補
欠席者 委 員： 伊藤洋、伊藤和義
幹 事： 伊藤正弘行政経営部長

1 挨拶 新委員紹介 委嘱状交付

2 議題 (1) 名古屋都市計画 健康医療福祉拠点地区計画の決定（市決定） (2) 名古屋都市計画 間米南部地区計画の変更（市決定）

3 報告 (1) 都市構造再編集中支援事業（豊明ノースセントラル地区）につ いて

4 その他

◆議事

事務局： それでは、以降の進行につきましては、豊明市都市計画審議会条例
の第7条第2項に基づき、会長が議長を務めることとなっております
ので、議事進行を井澤会長にお願いいたします。

会 長： ここから会議の進行を担当させていただきます。井澤と申します。
円滑で闊達な議論ができますよう、ご協力のほどよろしく願いい
たします。それでは議事に入ります前に傍聴者の確認をしたいと思
います。

本日の傍聴希望の方は、おられますか。

事務局： 7名の傍聴希望の方がいらっしゃいます。

会 長： ここで、お諮りします。

ただいま、7名の方から傍聴の申し出がありました。

傍聴を認めることにご異議ありませんか。

委 員： （各委員より異議なしの声）

会 長： 異議なしということですので、傍聴者の入場を認めます。

（傍聴者入室）

事務局： 傍聴者各位に申し上げます。本日の傍聴につきましては、これよりお伝えする点について、十分ご留意いただきたいと思います。

先ほど傍聴受付時にお渡しした傍聴に関する注意事項について説明させていただきます。

まず、傍聴される方は次のことを遵守してください。

- 1、みだりに傍聴席を離れないこと。
- 2、私語、談話、拍手等の行為をしないこと。
- 3、議事に批評を加えたり、賛否の表明をしないこと。
- 4、飲食、喫煙をしないこと。
- 5、会議の録音、撮影をしないこと。
- 6、会議資料は配布をしますが、会議終了後に回収をします。撮影等は、禁じられております。また、個人情報等を含む場合は、傍聴の方に資料配布しない場合がございます。
- 7、その他会議の妨害となるような行為はしないこと。

以上、ご説明させていただいた注意事項を、遵守されない場合は退場いただく場合もありますので予めご承知ください。

よろしくお願いいたします。

会 長： 続いて議事録の署名者2名を選出いたします。初回より席順でお願いしております。前回の議事録署名者が7番の委員と、8番の委員に担当していただきました。今回は、9番の委員と、1番の委員に議事録署名をお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

委 員： （各委員より異議なしの声）

会 長： 今回の議事録署名については、9番と1番の委員にお願いします。

それでは、議題に入りたいと思います。

議題事項（1）名古屋都市計画 健康医療福祉拠点地区計画の決定（市決定）資料第1号について説明者より説明をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

事務局：（配布資料により説明）資料第1号

会 長： ただいま、担当者の方から資料説明がございました。
健康医療福祉拠点の地区計画の内容について、説明をしていただいたわけですが、資料がたくさんあるので、なかなか整理しづらいところがあると思います。まず豊明市の第三次の都市計画マスタープランという計画の中で、健康医療福祉拠点を整備する方針が、位置付けられております。その拠点を実際に実現するために地区計画でもってそれを担保していく、その趣旨通りに実現するよう地区計画で方向性をきちっと決めていくというのが今回の内容になっているということによろしいですか。

事務局： はい、その通りです。

会 長： また、県の方と協議の中で、関係者の合意形成は十分にとってくださいという意見が付されており、それに対して、豊明市都市計画決定権者である豊明市としてもそのように対応してきておりますという内容が書かれていると見受けられますが、いかがでしょうか。

事務局： はい、県との事前協議を経た上で付議しております。

会 長： こういう方針でもって、先程の都市計画マスタープランの健康医療福祉拠点を形成していきますというふうな内容をこの地区計画として打ち出しているということでございますので、これにつきまして何かご意見等或いはもう少し説明を要するということでも結構ですので、挙手をして質疑応答をしていきたいと思います。いかがでしょうか。

委 員： 道路の整備ということもうたわれていますが、整備方針の中で「道路は区域外との円滑な接続」という文言がある。これは、都市計画道路の平手豊明線や大根若王子線との整備を一体化していくという解釈でよろしいか。

事務局： 今回の地区計画の決定で謳っている道路の整備については、居住地区内にかかる道路のことであり、都市計画道路の平手豊明線や大根若王子線は該当していません。平手豊明線や大根若王子線は別の都市計画事業として進めていくものと考えていただきたい。

委 員： 地区外との円滑な接続というふうに記載があるので、都市計画道路についてと考えてしまった。地区計画の中身としてはこれで良いが、都市計画道路の未整備区間は、道路網を向上していく上で、整備していかなければならない重要な道路と考える。地域住民からもあそこで止まってしまっているがこの先どうなるのかということ

もいろいろ出ている。この際なので、都市計画道路を含めた整備計画等、ここの3地区の整備計画と同時進行し、一体化して行う方が効率的であると思うので、ぜひ一緒に整備して行ってほしい。

また、地区計画とは別の話になるが、周辺環境、緑地についてもしっかりと整備していく緑地、保全していく緑地の位置づけ等を考えてほしい。

会 長： 地区計画の中身そのものについてはこれでいいというふうなことですがこの計画を実際に機能させるためには、都計道路の整備、一体化したほうがよりその地区の効果が上がるので、その辺のところを含めて、将来整備してくださいという趣旨の要望ということですがいかがでしょうか。

事務局： 今回の地区計画の決定では対象外となりますが、都市計画道路との関連性については検討していきます。

会 長： また新しいマスタープランができるわけですね。その時にその辺の関連の整理もしてもらおうというのかもしれないなと思いました。

事務局： ありがとうございます。承知しました。

会 長： 土地利用の方針の2番の健康医療福祉地区の文言の中で、「宿泊機能等の形成を図る」ということ、それからまた続いて、「宿泊機能施設等の整備を推進する」という2回宿泊施設が出てきている。「また」と言ったら、上とは違う宿泊施設なのかと考えてしまうのですが、同じ宿泊施設のことに言及しているのか教えてほしい。

事務局： 最初の文言の対象は患者家族がという意味になります。もうひとつの文言の対象は、医者や研究者を想定したものです。1つの宿泊施設に、患者家族が泊まるし、それから研究交流で全国から集まってきた研究者もその施設は利用できますよという趣旨で2つに分けて説明しています。

会 長： よくわかりました。他はいかがでしょう。

委 員： 既存の住宅地がありますよね。これを整備するというふう内容ととれるが、ここをある程度住宅地として開発して、いわゆる何戸かの住宅ができるんだと、そういう計画は、大学の方から示されているのか。

事務局： 藤田学園所有の土地も一部ありますが、住宅の開発をするということではなくて、今そこで生活をされている方々の住宅地の環境を保全するというのと、これ以上狭小となることを防ぐことを目的としています。

委 員： そうすると高さ制限とか、宅地面積の制限とか、これは今の既存の

住んでみえる方々の状況を考慮した形で設定されたというふうに考えてよろしいか。

事務局： はい、その通りです。

ただし実態としては敷地面積が160㎡を下回っているところがほとんどです。もともとある地区計画条例では敷地面積について既存不適格の取り扱いを謳っているものがございますので、この地区計画を決定した後は条例化していくことで敷地面積の不適格については担保していきます。

会 長： その他、ご質問あるいはご意見ございましたら、お願いします。
もし、ご意見がなければ、採決を取りますがよろしいですか。

委 員： （一同、異議なし）

会 長： それでは議題1についてお諮りしたいと思います。この案件は原案の通り承認することによってよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。挙手をお願いいたします。

委 員： （全員挙手）

会 長： 本案件は、出席者全員賛成ということで原案のとおり承認することとします。

続きまして、（2）名古屋都市計画 間米南部地区計画の変更（市決定）

について、事務局より説明をお願いします。

事務局： （配布資料により説明）資料第2号

会 長： いわゆる住所の錯誤や抜けがあったということで、今後は我々も事務局の方もしっかり対応していかなければと思いますが、これについていかがでしょうか。何かご意見がございましたら。

委 員： （一同、意見なし）

会 長： もし、ご意見がなければ、採決を取ります。よろしいですか。

委 員： （一同、異議なし）

会 長： 特にご意見、ご質問がないと判断いたしましたので、この議題2の案件につきましては、原案の通り承認することによってよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

委 員： （全員挙手）

会 長： 本案件は、出席者全員賛成ということで原案のとおり承認することとします。

以上で本日付議されました案件は終了いたしました。

続いて報告事項ということで、都市構造再編集中支援事業（豊明ノースセントラル地区）について、事務局に報告をしていただきたい

と思いますよろしく願いいたします。

事務局：（配布資料により説明）資料第3号

会 長： ただいま事務局よりご説明ありました内容につきまして、何かご意見ご質問ございましたらお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

委 員： 青色の事業の意味合いを教えてほしい。

事務局： 目的を達成するための事業が基幹事業で図の黄色く塗られたものです。青色に塗られた提案時事業は基幹事業の目的達成に関連する事業として位置づけられた事業です。

委 員： 今年度で計画が終了することに対し、黄色、青色の事業は今年度で終わるのか。

事務局： 今年度ですべて完了する予定です。

委 員： 承知しました。

会 長： 他いかがでしょうか。

委 員： 今、豊明市は、住宅地区の整備とか、区画整理とか工業団地の整備をされておりますが、私が常々考えるのに商業施設が少しよその市町村と比べて少ないのでは。皆さんが集まって寄り合いができるような施設もほとんど無いような状態ですので、そういう計画はあるのか。指定や整備、この地区路線はこういう地区にしますよとか、優先的に企業を誘致しますよとか、そういう計画はございませんでしょうか。

事務局： 今のところはそういった計画はございませんが、先程もちよっとお話が出ましたが、現在、第4次豊明市都市計画マスタープランを策定しております。策定する中で、そういうお話も出てくることを想定しておかなければならないと考えています。

会 長： 他いかがでしょうか。

委 員： （一同、意見なし）

会 長： ではご質問もないようですので、その他として事務局の方から何かありますか。

事務局： ございません。

会 長： それではご意見ご質問もないようですので、以上で本日の議事はすべて終了いたしましたので、事務局の方にお返ししたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局： ありがとうございます。

委員の皆様におかれましても、貴重なご意見、ご質問いただき誠にありがとうございました。

これもちまして令和7年度第1回豊明市都市計画審議会を終了させていただきます。

署 名 (印)